

森林認証林の拡大に向けた取り組みを進めています。

森林所有者との合意形成に

補助金 が出ます！



上限

2 万円 / 人 ※

※同意を得た森林所有者一人あたり

森林認証取得の合意形成や施業の合意形成を行った林業経営体等に支給

例えば、こんな業務が補助対象です。



施業提案に
必要な情報収集



森林の
現地調査



森林所有者等への
説明会の開催

森林認証推進総合対策事業 Q&A

Q 1：合意形成とは、どんなことを指しますか？

A 1：対象森林における情報の収集等を行い、複数の森林所有者の施業実施や認証取得の同意をとりまとめることです。他事業（森林整備地域活動支援事業など）で既に合意形成が済んでいる、または実施中の森林については対象外です。

Q 2：森林経営計画は必須ですか？

A 2：森林経営計画の作成は必須ではなく、また、市町との協定締結等も不要ですが、対象森林は認証林または将来認証林となり得る森林に限定しています。

Q 3：合意形成に要した実行経費を証明する資料に指定様式はありますか？

A 3：任意様式で構いません。作業日報や説明会の写真、同意を得たことが分かる書面などの写しを御提出ください。

Q 4：非認証林において、施業の同意だけ得た場合は補助されますか？

A 4：本事業の目的から外れますので、補助の対象外としています。

Q 5：合意形成のあと同意書の取得に至らなかった場合はどうなりますか？

A 5：各種同意書を取得できなかった場合は、その森林所有者は積算基礎となる人数に含めることはできません。なお、当該森林所有者に対する合意形成等に要した経費については、補助対象経費（実行経費）に含めて構いません。

Q 6：共有林等で複数の森林所有者から同意書を取得した場合はどうなりますか？

A 6：共有林において、複数の森林所有者から同意を取得した場合は、それぞれの森林所有者を積算基礎となる人数に計上して問題ありません。

Q 7：農林事務所の何課に相談すればよいですか？

A 7：下表に示す、お近くの農林事務所の担当課に御相談をお願いします。

森林認証推進総合対策事業担当課

農林事務所	担当課	連絡先（電話）
賀茂農林事務所	森林整備課	0558-24-2082
東部農林事務所	森林整備課	055-920-2170
富士農林事務所	森林整備課	0545-65-2203
中部農林事務所	森林整備課	054-286-9066
志太榛原農林事務所	森林整備課	054-644-9243
中遠農林事務所	森林整備課	0538-37-2301
西部農林事務所	天竜農林局森林経営課	053-926-2389